



# 山形県公報

平成20年10月7日(火)  
第1983号  
毎週火・金曜日発行

## 目次

### 告 示

指定居宅サービス事業者の指定.....	( 村山総合支庁福祉企画課 ) ...	1335
指定居宅介護支援事業者の指定.....	( 同 ) ...	1336
指定介護予防サービス事業者の指定.....	( 同 ) ...	同
指定居宅サービス事業者の指定に係る事業の廃止.....	( 同 ) ...	同
指定居宅介護支援事業者の指定に係る事業の廃止.....	( 同 ) ...	同
指定介護予防サービス事業者の指定に係る事業の廃止.....	( 同 ) ...	1337
障害者自立支援法による指定障害福祉サービス事業者の指定.....	( 同 ) ...	同
障害者自立支援法による指定障害福祉サービス事業者の指定に係る事業の 廃止.....	( 同 ) ...	同
山形県漁業近代化資金利子補給金交付規程の一部を改正する規程.....	( 経営安定対策課 ) ...	1338
県営土地改良事業の施行に伴う工事の完了.....	( 農村計画課 ) ...	同
土地改良区の定款変更の認可.....	( 村山総合支庁農村計画課 ) ...	同
土地改良区清算人の退任の届出.....	( 同 ) ...	同
道路の区域の変更.....	( 置賜総合支庁西置賜建設総務課 ) ...	1339
同.....	( 同 ) ...	同
県道の供用の廃止.....	( 同 ) ...	1340
県道の供用の開始.....	( 同 ) ...	同

### 公 告

一般競争入札の公告.....	( 情報企画課 ) ...	同
県営住宅入居者の一般公募.....	( 最上総合支庁建築課 ) ...	1342

## 告 示

山形県告示第851号

介護保険法(平成9年法律第123号)第41条第1項の規定により、指定居宅サービス事業者を次のとおり指定した。

平成20年10月7日

山形県知事 齋 藤 弘

指定居宅サービス事業者の 名称及び所在地	事業所の名称及び所在地	居宅サービスの 種類	指定年月日
株式会社ジャパンケアサービ スグループ 東京都豊島区北大塚一丁目13 番15号	ジャパンケアサービス ハッピー山形・ ヘルパーステーション 山形市下条町二丁目1番15号102	訪 問 介 護	平成20. 8. 1

## 山形県告示第852号

介護保険法（平成9年法律第123号）第46条第1項の規定により、指定居宅介護支援事業者を次のとおり指定した。

平成20年10月7日

山形県知事 齋 藤 弘

指定居宅介護支援事業者の名称及び所在地	事業所の名称及び所在地	指定年月日
株式会社ジャパンケアサービスグループ 東京都豊島区北大塚一丁目13番15号	ジャパンケアサービス ハッピー山形・居宅介護支援事業所 山形市下条町二丁目1番15号102	平成20. 8. 1

## 山形県告示第853号

介護保険法（平成9年法律第123号）第53条第1項の規定により、指定介護予防サービス事業者を次のとおり指定した。

平成20年10月7日

山形県知事 齋 藤 弘

指定介護予防サービス事業者の名称及び所在地	事業所の名称及び所在地	介護予防サービスの種類	指定年月日
株式会社ジャパンケアサービスグループ 東京都豊島区北大塚一丁目13番15号	ジャパンケアサービス ハッピー山形・ヘルパーステーション 山形市下条町二丁目1番15号102	介護予防訪問介護	平成20. 8. 1

## 山形県告示第854号

介護保険法（平成9年法律第123号）第75条の規定により、指定居宅サービス事業者から次のとおり廃止した旨の届出があった。

平成20年10月7日

山形県知事 齋 藤 弘

指定居宅サービス事業者の名称及び所在地	事業所の名称及び所在地	居宅サービスの種類	廃止年月日
株式会社ジャパンケアサービス 東京都豊島区北大塚一丁目13番15号	ジャパンケアサービス ハッピー山形・ヘルパーステーション 山形市下条町二丁目1番15号102	訪問介護	平成20. 7. 31
株式会社家具のオツタカ 天童市大字清池字藤段1363番地	株式会社家具のオツタカ介護支援レンタル事業部 天童市大字清池字藤段1363番地	福祉用具貸与	同 7.15

## 山形県告示第855号

介護保険法（平成9年法律第123号）第82条の規定により、指定居宅介護支援事業者から次のとおり廃止した旨の届出があった。

平成20年10月7日

山形県知事 齋 藤 弘

指定居宅介護支援事業者の名称及び所在地	事業所の名称及び所在地	廃止年月日
株式会社ジャパンケアサービス 東京都豊島区北大塚一丁目13番15号	ジャパンケアサービス ハッピー山形・居宅介護支援事業所 山形市下条町二丁目1番15号102	平成20. 7.31

## 山形県告示第856号

介護保険法（平成9年法律第123号）第115条の5の規定により、指定介護予防サービス事業者から次のとおり廃止した旨の届出があった。

平成20年10月7日

山形県知事 齋 藤 弘

指定介護予防サービス事業者の名称及び所在地	事業所の名称及び所在地	介護予防サービスの種類	廃止年月日
株式会社ジャパンケアサービス 東京都豊島区北大塚一丁目13番15号	ジャパンケアサービス ハッピー山形・ヘルパーステーション 山形市下条町二丁目1番15号102	介護予防訪問介護	平成20. 7.31

## 山形県告示第857号

障害者自立支援法（平成17年法律第123号）第29条第1項の規定により、指定障害福祉サービス事業者を次のとおり指定した。

平成20年10月7日

山形県知事 齋 藤 弘

指定障害福祉サービス事業者の名称及び主たる事務所の所在地	事業所の名称及び所在地	障害福祉サービスの種類	指定年月日
株式会社ジャパンケアサービスグループ 東京都豊島区北大塚一丁目13番15号	ジャパンケアサービス ハッピー山形・ヘルパーステーション 山形市下条町二丁目1番15号102	居宅介護・重度訪問介護	平成20. 8. 1
株式会社ゴールドンスタッフ 宮城県仙台市青葉区上愛子字街道66番地の31	ゴールドンスタッフ山形 山形市上町五丁目5番地の27 フォレストネットビル2F	重度訪問介護	同 8.12

## 山形県告示第858号

障害者自立支援法（平成17年法律第123号）第46条第1項の規定により、指定障害福祉サービス事業者から次のとおり廃止した旨の届出があった。

平成20年10月7日

山形県知事 齋 藤 弘

指定障害福祉サービス事業者の名称及び主たる事務所の所在地	事業所の名称及び所在地	障害福祉サービスの種類	廃止年月日
株式会社ジャパンケアサービス 東京都豊島区北大塚一丁目13番15号	ジャパンケアサービス ハッピー山形・ヘルパーステーション 山形市下条町二丁目1番15号102	居宅介護・重度訪問介護	平成20. 7.31

## 山形県告示第859号

山形県漁業近代化資金利子補給金交付規程の一部を改正する規程を次のように定める。

平成20年10月7日

山形県知事 齋 藤 弘

山形県漁業近代化資金利子補給金交付規程の一部を改正する規程

山形県漁業近代化資金利子補給金交付規程（昭和44年9月県告示第967号）の一部を次のように改正する。

第2条の表中「年0.45パーセント」を「年0.60パーセント」に改める。

附 則

- この規程は、公布の日から施行し、改正後の第2条の規定は、平成20年9月19日から適用する。
- 平成20年9月19日前に利子補給の承諾が行われた漁業近代化資金に係る利子補給率については、改正後の第2条の規定にかかわらず、なお従前の例による。

## 山形県告示第860号

県営土地改良事業の施行に伴う工事を次のとおり完了した。

平成20年10月7日

山形県知事 齋 藤 弘

事 業 名	地 区 名	工 事 完 了 年 月 日
中山間地域総合農地防災事業	富 田 地 区	平成20年3月24日
経営体育成基盤整備事業	釜 淵 地 区	平成20年3月25日
地域水田農業支援緊急整備事業	三 川 横 山 地 区	平成18年12月6日
地域水田農業支援緊急整備事業	荒 鍋 地 区	平成18年12月18日

## 山形県告示第861号

土地改良法（昭和24年法律第195号）第30条第2項の規定により、土地改良区の定款の変更を次のとおり認可した。

平成20年10月7日

山形県知事 齋 藤 弘

- 土地改良区の名称  
寒河江川土地改良区
- 事務所の所在地  
寒河江市字中河原222番地の2
- 認可年月日  
平成20年9月26日
- その他  
この認可の取消しの訴えは、山形県を被告として（訴訟において山形県を代表する者は、山形県知事となる。）認可のあったことを知った日の翌日から起算して6箇月以内に提起することができる。

## 山形県告示第862号

土地改良法（昭和24年法律第195号）第68条第2項において準用する同法第18条第16項の規定により、吉原土地改良区の次の清算人が退任した旨の届出があった。

平成20年10月7日

山形県知事 齋 藤 弘

氏 名	住 所
川 田 敏 治	山形市吉原二丁目18番17号
小 関 政 悦	同 1 番 9 号
桜 井 庄 一 郎	同 7 番 8 号
安 孫 子 幹 夫	同 7 番37号
桜 井 光 男	同 南館127 - 1
神 尾 勝 則	同 若宮二丁目 3 番 2 号
平 尾 享	同 吉原二丁目 1 番15号
菊 地 弘 幸	同 吉原一丁目 3 番15号
山 口 忠 博	同 大字前明石60番

山形県告示第863号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第1項の規定により、道路の区域を次のとおり変更した。

なお、関係図面は、置賜総合支庁建設部西置賜建設総務課において平成20年10月7日から同月20日まで縦覧に供する。

平成20年10月7日

山形県知事 齋 藤 弘

- 1 道路の種類 県 道
- 2 路 線 名 木地山九野本線
- 3 変更の区間並びに当該区間に係る敷地の幅員及びその延長

区 間	旧新の別	敷地の幅員	延 長
長井市平野字神尾4165番220から 同 字折草下4157番13まで	旧	10.2メートル と 4.0	メートル 3,845
長井市平野字神尾4165番220から 同 字折草下4157番13まで	新	84.0メートル と 4.2	メートル 3,405
長井市平野字折草4157番3から 同 157番13まで		10.0メートル と 7.0	メートル 480

山形県告示第864号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第1項の規定により、道路の区域を次のとおり変更した。

なお、関係図面は、置賜総合支庁建設部西置賜建設総務課において平成20年10月7日から同月20日まで縦覧に供する。

平成20年10月7日

山形県知事 齋 藤 弘

- 1 道路の種類 県 道
- 2 路 線 名 山形白鷹線
- 3 変更の区間並びに当該区間に係る敷地の幅員及びその延長

区 間	旧新の別	敷地の幅員	延 長
西置賜郡白鷹町大字十王字宝前町一5502番地11から 同 字三ツ石下5365番地2まで	旧	22.5メートル 13.0	メートル 346
同 上	新	22.5メートル 13.8	同 上

## 山形県告示第865号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第2項の規定により、県道の供用を次のとおり廃止する。

なお、関係図面は、置賜総合支庁建設部西置賜建設総務課において平成20年10月7日から同月20日まで縦覧に供する。

平成20年10月7日

山形県知事 齋 藤 弘

- 1 路 線 名 木地山九野本線
- 2 供用廃止の区間 長井市平野字神尾4165番220から  
同 字折草下4157番3まで
- 3 供用廃止の期日 平成20年10月7日

## 山形県告示第866号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第2項の規定により、県道の供用を次のとおり開始する。

なお、関係図面は、置賜総合支庁建設部西置賜建設総務課において平成20年10月7日から同月20日まで縦覧に供する。

平成20年10月7日

山形県知事 齋 藤 弘

- 1 路 線 名 木地山九野本線
- 2 供用開始の区間 長井市平野字神尾4165番220から  
同 字折草下4157番13まで
- 3 供用開始の期日 平成20年10月7日

## 公 告

地方自治法（昭和22年法律第67号）第234条第1項の規定により、山形県基幹高速通信ネットワーク運営管理保守業務の調達について、一般競争入札を次のとおり行う。

なお、この入札に係る調達は、1994年4月15日マラケシュで作成された政府調達に関する協定の適用を受ける。

平成20年10月7日

山形県知事 齋 藤 弘

- 1 入札の場所及び日時
  - (1) 場 所 山形市松波二丁目8番1号 山形県庁 e - ミーティングルーム（15階）
  - (2) 日 時 平成20年11月17日（月） 午前10時
- 2 入札に付する事項
  - (1) 調達をする役務の名称及び数量 山形県基幹高速通信ネットワーク運営管理保守業務 一式
  - (2) 調達をする役務の仕様等 入札説明書及び仕様書による。
  - (3) 契約期間 平成20年12月1日から平成21年11月30日まで
  - (4) 履行場所 入札説明書による。
  - (5) 入札方法 (3)の契約期間に掲げる期間に相当する料金の総価のうち4箇月分に相当する金額により行う。  
落札決定に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額の100分の5に相当する金額を加算した金額（当該金額に1円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てた金額）をもって落札価格とするので、入札者

は、消費税及び地方消費税に係る課税業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった契約期間に相当する料金の総額のうち4箇月分に相当する金額の105分の100に相当する金額を入札書に記載すること。

### 3 入札参加者の資格

(1)から(5)までに掲げる要件をすべて満たす者であること。ただし、共同企業体にあつては、(6)から(10)までに掲げる要件をすべて満たす者であること。

(1) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4第1項の規定に該当しないこと。

(2) 平成20年度山形県物品等及び特定役務の調達に係る競争入札の参加者の資格等に関する公告（平成20年1月29日付け県公報第1912号）により公示された資格を有すること。

(3) 山形県競争入札参加資格者指名停止要綱に基づく指名停止措置を受けていないこと。

(4) 当該役務に関し、迅速なアフターサービス及びメンテナンスを行う体制が整備されていることを証明できること。

(5) 提供される役務が2の(2)の仕様を満たすことを証明できること。

(6) 共同企業体のすべての構成員が(1)及び(3)の要件を満たしていること。

(7) 共同企業体のいずれかの構成員が(2)、(4)及び(5)の要件を満たしていること。

(8) 共同企業体の代表構成員は、出資比率が最大の構成員であること。

(9) 共同企業体は、自主結成されたものであり、共同企業体協定書を締結していること。

(10) 共同企業体の各構成員は、他の共同企業体の構成員として又は単独で本件入札に参加していないこと。

### 4 契約条項を示す場所、入札説明書及び仕様書の交付場所並びに契約に関する事務を担当する部局等

山形市松波二丁目8番1号 山形県政策推進部情報企画課電子県庁システム調整担当  
電話番号023(630)2098

### 5 入札保証金及び契約保証金

(1) 入札保証金 免除する。

(2) 契約保証金 契約金額の100分の10に相当する金額以上の額。ただし、山形県財務規則（昭和39年3月県規則第9号）第135条各号のいずれかに該当する場合は、契約保証金を免除する。

### 6 入札の無効

入札に参加する者に必要な資格のない者とした入札、入札に関する条件に違反した入札その他山形県財務規則第122条の2の規定に該当する入札は、無効とする。

### 7 落札者の決定の方法

山形県財務規則第120条第1項の規定により作成された予定価格の範囲内で最低の価格をもって入札（有効な入札に限る。）をした者を落札者とする。

### 8 契約の手続において使用する言語及び通貨

日本語及び日本国通貨

### 9 その他

(1) この公告による入札に参加を希望する者は、3の(2)、(4)及び(5)に係る事項を証明する書類（共同企業体にあつては、3の(6)から(10)までに係る事項を証明する書類）並びに山形県財務規則第125条第6項の競争入札参加資格者名簿に登載されていない者にあつては同条第1項に規定する競争入札参加資格審査申請書を、同名簿に現に登載されている者にあつては競争入札参加資格確認申請書（以下「申請書等」という。）を平成20年11月5日（水）午後5時までに提出すること。この場合において、申請書等を提出した者は、入札日の前日までに当該申請書等に関し説明又は協議を求められた場合は、それに応じるものとする。

(2) この契約においては、契約書の作成を必要とする。この場合において、当該契約書には、談合等に係る契約解除及び賠償に関する定め、個人情報の保護に関する定め並びにこの契約に係る次年度の歳入歳出予算が成立しない場合の契約解除に関する定めを設けるものとする。

(3) この入札及び契約については、県の都合により、調達手続の停止等があり得る。

(4) 詳細については入札説明書による。

### 10 Summary

(1) Nature and quantity of the service to be required : the Yamagata Prefectural Government's central communication network Management maintenance business 1 set

(2) Time-limit for tender : 10:00 A.M. November 11, 2008

(3) Contact point for the notice : Information Planning Division , Policy Implementation Department , Yamagata Prefectural Government , 8-1 Matsunami 2-chome , Yamagata-shi , Yamagata-ken 990-8570 Japan

TEL023-630-2098

公営住宅法（昭和26年法律第193号）第22条第1項の規定により、山形県営住宅の入居者一般公募を次のとおり行う。

平成20年10月7日

山形県知事 齋 藤 弘

1 県営住宅の名称等

名称	所在地	規格		公募戸数	区分	家賃				敷金	摘要	
		住宅形式	1戸当たり 住戸専用 面積 平方メートル			収入が 123,000円 以下の者 円	収入が23,000円 を超え153,000円 以下の者 円	収入が153,000円 を超え178,000円 以下の者 円	収入が178,000円 を超え200,000円 以下の者 円			収入が200,000円 を超え238,000円 以下の者 円
県営三吉町アバ ート1号棟 (112)	新庄市金沢1601	3DK	51.2	1	一般用	11,900	14,400	17,100	19,700	23,900	26,700	3月分 の家賃 に相当 する額
同 2号棟 (236)	同 - 2 1612	同	54.6	1	同	12,900	15,700	18,500	21,400	26,200	29,300	
同 若葉東アバ ート3号棟 (322)	同 - 1 1496	同	58.4	1	同	15,000	18,300	21,600	24,900	31,600	35,600	

(注) 「収入」とは、入居者（申込者）及び同居親族の過去1年間における所得税法（昭和40年法律第33号）の例により算出した所得金額の合計から次に掲げる額を控除した額を12で除した額をいう。

- (1) 同居親族又は控除対象配偶者若しくは扶養親族で入居者及び同居親族以外のもの1人につき 380,000円
- (2) 控除対象配偶者が老人控除対象配偶者である場合又は扶養親族が老人扶養親族である場合には、その老人控除対象配偶者又は老人扶養親族1人につき 100,000円
- (3) 扶養親族が特定扶養親族である場合には、その特定扶養親族1人につき 200,000円
- (4) 入居者又は(1)に規定する者に障害者がある場合には、その障害者1人につき 270,000円（その者が特別障害者である場合には400,000円）
- (5) 入居者又は同居親族に寡婦又は寡夫がある場合には、その寡婦又は寡夫1人につき 270,000円（その者の所得金額が270,000円未満である場合には、当該所得金額）

## 2 入居者の資格

県営住宅に入居することができる者は、次の(1)から(4)に掲げる条件を具備する者でなければならない。ただし、1の表の「摘要」の欄に「単身可」と記載のある県営住宅については、身体上又は精神上著しい障害があるために常時の介護を必要とし、かつ、居宅においてこれを受けることができず、又は受けることが困難であると認められる者以外の者は、(1)を除く。

- (1) 現に同居し、又は同居しようとする親族（婚姻の届出をしないが、事実上婚姻関係と同様の事情にある者その他婚姻の予約者を含む。）があること。
- (2) その者の収入が、次のイ又はロに掲げる場合の区分に応じ、それぞれイ又はロに定める金額を超えないこと。

イ 次のいずれかに該当する場合 268,000円

(イ) 入居者又は同居親族に障害者基本法（昭和45年法律第84号）第2条に規定する障害者でその障害の程度

が、次のa、b又はcに掲げる障害の種類に応じ、それぞれa、b又はcに定める程度のものがある場合

a 身体障害 身体障害者福祉法施行規則（昭和25年厚生省令第15号）別表第5号の1級から4級まで

b 精神障害（知的障害を除く。）精神保健及び精神障害者福祉に関する法律施行令（昭和25年政令第155号）第6条第3項に規定する1級又は2級

c 知的障害 bに規定する精神障害の程度に相当する程度

(ロ) 入居者が昭和31年4月1日以前に生まれた者であり、かつ、同居親族のいずれもが昭和31年4月1日以前に生まれた者又は18歳未満の者である場合

(ハ) 入居者又は同居親族に、次のいずれかに該当する者がある場合

a 戦傷病者特別援護法（昭和38年法律第168号）第2条第1項に規定する戦傷病者でその障害の程度が国土交通省令で定める程度であるもの

b 原子爆弾被爆者に対する援護に関する法律（平成6年法律第117号）第11条第1項の規定による厚生大臣の認定を受けている者

c 海外からの引揚者で本邦に引き揚げた日から起算して5年を経過していない者

(ニ) 同居者に小学校就学の始期に達するまでの者がある場合

ロ イに掲げる場合以外の場合 200,000円

- (3) 現に住宅に困窮していることが明らかな者であること。
- (4) その者及び同居親族が暴力団員（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第6号に規定する暴力団員をいう。）でないこと。

## 3 選考方法

募集の区分欄に「特定目的用（身障者用）」とあるのは、身体障害者世帯から選考する。

募集の区分欄に「特定目的用（高齢・身障者用）」とあるのは、高齢者世帯及び身体障害者世帯から選考する。

募集の区分欄に「一般用」とあるのは、心身障害者世帯、高齢者世帯、母子世帯、生活保護世帯、多子世帯、過去1年間に3回以上入居者一般公募に申込み、いずれにおいても選考されなかった一定の要件に該当する世帯の当選確率を優遇して公開抽選とする。

## 4 申込期間及び方法

- (1) 申込期間 平成20年10月10日（金）～同月17日（金）まで（ただし、郵送の場合は、平成20年10月17日までの消印のあるものに限り有効とする。）
- (2) 申込用紙の請求先及び申込書の提出先 山形県すまい情報センター 最上事務所

## 5 入居の時期 平成20年11月中旬